

第3835号議案

第242回福岡県都市計画審議会議案

令和5年11月28日(火)

目次

議案番号	議案	ページ
第 3 8 3 5 号	筑豊広域都市計画道路の変更について	1 ～ 5

第3835号議案

5 都 第 1 0 0 8 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

筑豊広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和5年11月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

1. 都市計画道路 3・4・33-104号 安丸道祖線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・33-104号	大坪道祖線	飯塚市 綱分 字大坪	飯塚市 綱分 字道祖	飯塚市 綱分	約550m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路 3・4・33-19号 上三緒安丸線を廃止する。

理由

別添理由書のとおり

筑豊広域都市計画道路を変更する理由（福岡県決定）

3・4・33-19号	上三緒安丸線
3・4・33-104号	大坪道祖線
(現3・4・33-104号)	安丸道祖線

対象の路線は、南北方向の路線との円滑な交通処理及び他都市との連絡性の強化、また、土地利用の増進と都市内交通の円滑化を図ることを目的とし、都市計画道路の計画決定をしておりました。

近年の社会情勢の変化等に伴い、これまでの「成長・拡大の都市整備」から、質の高い都市空間や災害に強い都市構造の形成等の都市再生を目標とした「コンパクトな都市整備」へと重点が移りつつある中、時代に応じた都市計画道路のあり方について検証を行う必要が出てきています。

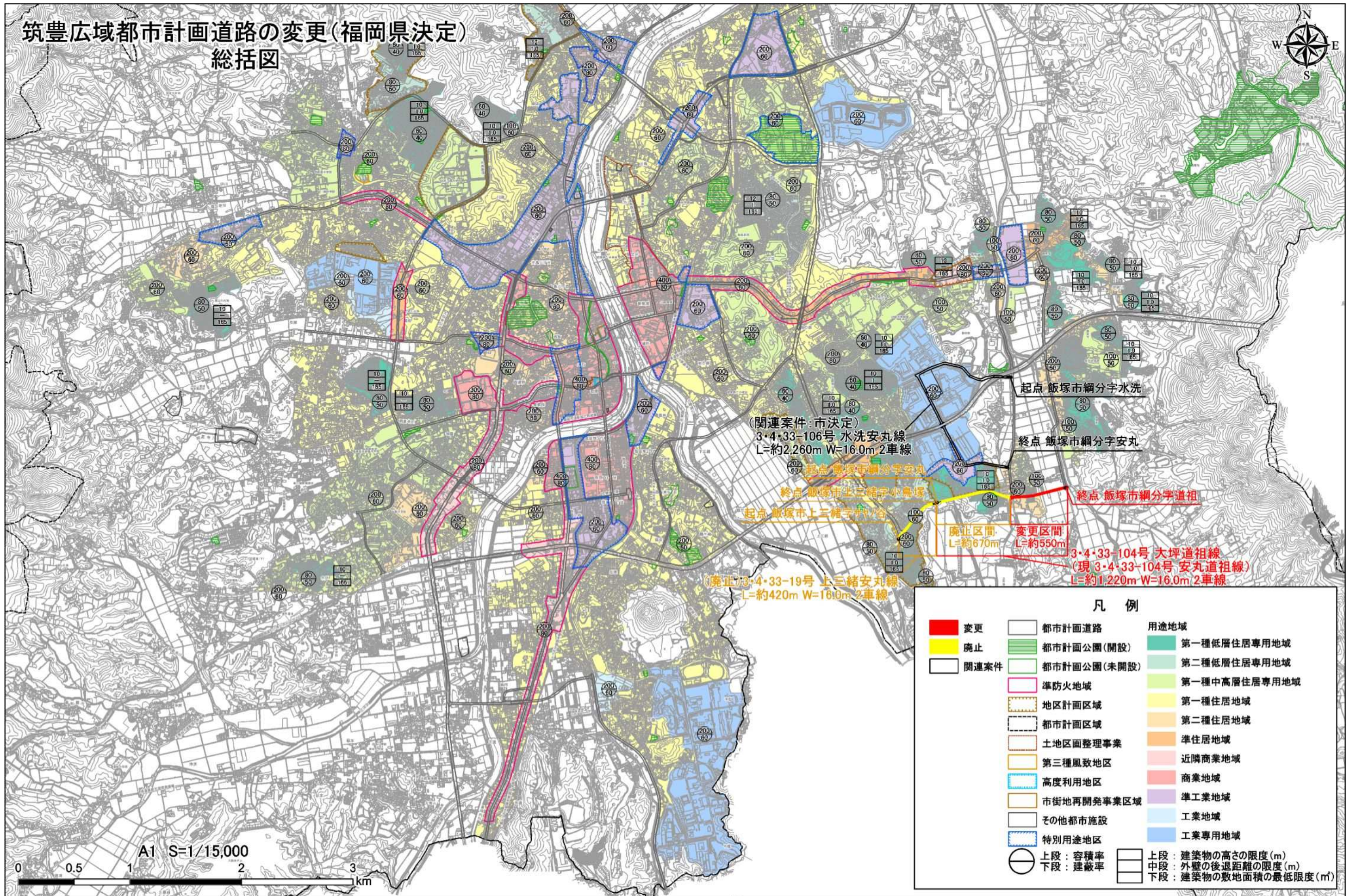
そこで、福岡県下の市町においては「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき、都市計画道路の検証を行い、見直し路線の抽出を行いました。

また、飯塚市におきましても令和4年2月に改定された飯塚市都市計画マスタープランにおいて、都市計画決定から長期間事業未着手の区間を含む都市計画道路の見直しを進めることとしています。

今回、見直し路線として抽出を行った2路線について、社会情勢の変化や周辺道路網の状況により、交通機能は代替できると考えられることから、1路線は廃止し、1路線は変更するものです。

なお、安丸道祖線は起点の変更により安丸道祖線改め、大坪道祖線に路線名の変更を行います。

筑豊広域都市計画道路の変更(福岡県決定) 総括図



凡例		
■ 変更	都市計画道路	用途地域
■ 廃止	都市計画公園(開設)	第一種低層住居専用地域
関連案件	都市計画公園(未開設)	第二種低層住居専用地域
	準防火地域	第一種中高層住居専用地域
	地区計画区域	第一種住居地域
	都市計画区域	第二種住居地域
	土地区画整理事業	準住居地域
	第三種風致地区	近隣商業地域
	高度利用地区	商業地域
	市街地再開発事業区域	準工業地域
	その他都市施設	工業地域
	特別用途地区	工業専用地域
上段: 容積率	上段: 建築物の高さの限度(m)	
下段: 建蔽率	中段: 外壁の後退距離の限度(m)	
	下段: 建築物の敷地面積の最低限度(m ²)	

筑豊広域都市計画道路の変更(福岡県決定) 計画図

